

## 単独浄化槽から 合併浄化槽への転換を



### 補助メニューを拡充しました

トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽の場合、生活雑排水は処理されません。合併処理浄化槽は生活雑排水も処理するため、放流される汚れが8分の1となり環境負荷の低減につながります。

市では、対象地域の合併処理浄化槽への転換に補助金を交付しています。令和8年4月から転換に伴う既設浄化槽の撤去や宅内配管工事を補助メニューに追加しました。

#### 転換に対する補助金限度額

人槽	設置	既設浄化槽の撤去	宅内配管工事
5人	330千円	150千円	330千円
6~7人	414千円	150千円	330千円
8~10人	546千円	150千円	330千円

申市公式ウェブサイトを確認してください。

他新築や建替えに伴う設置は補助対象外です。

生活環境課 995-1816

## 地域の防災訓練の 相談は防災指導員会へ



### 名称と活動服が新しくなりました！

防災指導員会は設立46周年を迎え、市が定めた要綱および規程に則り、市や防災関係諸団体との連携を図りながら積極的に活動しています。

令和8年度から名称が地域地震防災指導員会から防災指導員会に変わり、活動服が新しくなりました。今年度は38人で活動し、防災指導員自ら防災に関する知識や救急法などを習得し、市内自主防災会や地域住民の防災知識・意識の向上に努めていきます。



地域の防災訓練への派遣の相談は、危機管理課へお問い合わせください。

防災指導員会事務局（危機管理課）  
995-1817

## 令和8年度軽自動車税

### 納期限は6月1日(月)



軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している人に1年分が課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合でも、月割り還付の制度はありません。

6月1日(月)の納期限までに納付してください。納付方法は、納税通知書や市公式ウェブサイトを確認してください。振替用の金融機関口座を登録済みの場合は、納期限に口座振替を行います。前日までに、残高を確認してください。

#### 障がい者に対する減免

一定の基準に該当する障がい者の所有する軽自動車1台につき軽自動車税が減免されます。減免を希望する場合は納期限までに申請してください。なお、申請は毎年必要です。

基準に該当するかどうかは障がいの種類や等級によって決まります。初めての減免申請の場合は、税務課へお問い合わせください。

税務課 995-1811

## 高齢者 補聴器購入費助成



認知症やフレイルを予防し、社会参加を支援するため、補聴器の購入費を助成します。

次の①~④全てにあてはまる人

- ①65歳以上の市の介護保険被保険者
- ②両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の人（医師の証明書が必要）
- ③その他の制度による補聴器購入費助成の対象とならない人
- ④介護保険料の滞納がない人

助成金上限額／30,000円または補聴器購入費の1/2のどちらか小さい額

医師の証明書と補聴器購入費の領収書を添えて、介護保険課に申請書を提出してください。

令和8年4月以降の購入分が対象です。助成は1人1回限りです。購入から90日以内に申請が必要です。

介護保険課 995-1821